

変更箇所抜粋



藤井寺市地域防災計画

令和3年3月

(令和6年 月一部運用変更)

藤井寺市防災会議

第1編 総 則

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	計画の目的及び内容	1
第2節	市の概況	2
第3節	災害の想定	5
第4節	防災の基本方針	7
第5節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	9
第6節	市民、事業者の基本的責務	19
第7節	計画の修正	21
第8節	計画の周知徹底	22

4. 河 川

市の河川は、市域の北側には、奈良県を水源に持つ一級河川大和川が西流し、東側には金剛・生駒を水源とする一級河川石川が北流し、北東部で大和川に合流している。

大和川は市の北東部、石川との合流点から北西にその流域をとっていたが、1704年（宝永元年）に付替工事が完成し、石川合流点から西へ流れ大阪湾に注ぐようになった。

大雨時に市内を流れる雨水等は、大和川へ自然排水できず、小山雨水ポンプ場と北條雨水ポンプ場から、大和川に強制排水している。

また、現況の主要水路は、主に農業用水路として築造されたものを降雨時の排水用として順次断面を広げるなど、浸水対策を進めているところであるが、未改修箇所については依然として、現在の排水量には対応できない構造であり、局地的な浸水の原因となっている。さらに、都市化の影響もあり、雨水に対し自然保水・遊水・浸透機能が著しく低下し、低地部への流出量が増加する傾向にある。

資料1－3 河川、水路図（資料編P3）

第2 社会的条件

1. 人 口

市の人口は、令和5年9月末で62,770人であり、出生数の低下による自然増の縮小と転出超過により、平成7年度をピークにゆるやかな減少傾向が続いている。

資料1－4 人口、世帯数の推移（資料編P4）

2. 都市構造

市の大部分を住宅地、商業地等が占めており、ほぼ全域が都市化されており、世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産である仲哀天皇陵古墳、仲姫命陵古墳等の古墳や歴史遺産等が数多く存在することが特徴である。

鉄道は、市中央部を近鉄南大阪線が東西に、市東部を近鉄道明寺線が南北に走り、市内には藤井寺、土師ノ里、道明寺の3駅がある。

道路は、市中央部を南北に国道170号（外環状線）、東西に府道堺大和高田線、北西から南東へ西名阪自動車道が走り市中央部に藤井寺インターチェンジがある。

資料1－5 広域緊急交通路及び地域緊急交通路図（資料編P5）

3. 産 業

藤井寺駅前の大型商業施設（イオン藤井寺ショッピングセンター）が市の商業施設の中核をなし、藤井寺駅及び道明寺駅の各駅前には商店街が存在する。

商店数は456店で、このうち卸売業が81店、小売業が375店であり、年間販売額は卸売業が約478億円、小売業が約472億円である。（令和3年）

第 1 編 総則

製造業事業所数は 83 事業所で、従業者数は 1,900 人、製造品出荷額は約 389 億円である。(令和 4 年)

農家数は 173 戸、耕地面積は約 50 ha である。(令和 4 年)

資料 1－6 商業の概要（資料編 P6）

資料 1－7 工業の概要（資料編 P6）

資料 1－8 農業の概要（資料編 P6）

第5節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

市、**大阪南消防組合**（以下「消防組合」という。）、府、羽曳野警察署（以下「警察署」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策として実施することにより災害に対する危機管理機能の向上に努めるものとする。

第1 藤井寺市

災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、次に掲げる事項の実施並びに、必要な指示及び勧告を行う。

1. 対策本部総括

(1) 危機管理室

- ☐ 災害対策本部の設置及び廃止に関する事
- ☐ 本部長の指示及び伝達に関する事
- ☐ 防災会議及び災害対策本部会議に関する事
- ☐ 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関する事
- ☐ 災害通信の確保に関する事
- ☐ 職員の非常招集に関する事
- ☐ 自衛隊、隣接市、協定締結市町村及び関係機関への協力要請等に関する事
- ☐ 国・府等への連絡、報告及び要望に関する事
- ☐ 防災関係機関との連絡、調整に関する事
- ☐ 災害に関する文書の収受に関する事
- ☐ 大和川右岸水防事務組合との連絡調整に関する事
- ☐ 藤井寺市消防団（以下「消防団」という。）の出動要請に関する事
- ☐ 自衛隊の災害派遣要請の依頼及び受入れに関する事
- ☐ 災害救助法の事務に関する事
- ☐ 災害記録に関する事
- ☐ 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事
- ☐ 自主防災組織に関する事
- ☐ 防犯活動に関する事
- ☐ 各対策部の連絡統制に関する事
- ☐ 義援物資に関する事

(2) 会計室

- ☐ **国・府等からの**見舞金の出納に関する事

☐ 見舞金・災害応急対策経費の支払いに関する事

☐ その他経費の支払いに関する事

(3) 議会事務局

☐ 議員への連絡に関する事

☐ 本部長の特命事項に関する事

(4) 選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局

☐ 所轄事務に係る委員等への連絡に関する事

☐ 本部長の特命事項に関する事

2. 政策企画対策部

(1) 秘書課

☐ 本部長・副本部長（副市長）の秘書に関する事

☐ 渉外に関する事

☐ 見舞者等への応接に関する事

(2) 戦略調整課

☐ 復旧・復興の総括的計画に関する事

☐ 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事

(3) DX推進課

☐ 情報機器の保全に関する事

(4) 魅力発信課

☐ 災害に関する写真・ビデオ等による記録に関する事

☐ 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事

☐ 避難指示等の広報に関する事

3. 総務対策部

(1) 管財課

☐ 庁舎、電気施設の保全に関する事

☐ 庁舎の警備に関する事

☐ 災害用車両の調達配分計画及び燃料の確保に関する事

☐ 庁舎の被害調査及び応急措置に関する事

☐ 公有財産の被害調査及び応急措置に関する事

(2) 人事課

☐ 職員の安否確認に関する事

☐ 職員の公務災害等の補償に関する事

☐ 職員の仮眠室等、健康管理に関する事

☐ 職員の給食及び被服等に関する事

(3) 行財政管理課

☐ 災害対策費関係資料の作成及び報告に関する事

☐ 市の災害起債に関する事

☐ 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関する事

- ☐ 災害対策費の収入支出及び決算に関すること

(4) 税務課

- ☐ 罹災証明に関すること
- ☐ 被災家屋調査に関すること
- ☐ 災害に伴う税の減免に関すること

(5) 契約検査課

- ☐ 食料及び物資の調達、確保に関すること
- ☐ 食料及び物資の供給に関すること
- ☐ 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること
- ☐ 緊急時における関係業者等への協力依頼、連絡調整に関すること

4. 市民生活対策部

(1) 市民課

- ☐ 市民の安否確認に関すること
- ☐ 遺体安置所等の運営等に関すること
- ☐ 被災者の給食に関すること

(2) 協働人權課

- ☐ 市民総合会館の被害調査及び応急対策に関すること
- ☐ 市民からの相談・要望の受付、本部への報告に関すること
- ☐ 外国人に対する情報提供及び相談に関すること
- ☐ 地区自治会への協力要請に関すること

(3) 商工労働課

- ☐ 商工業の被害調査、復旧に関すること
- ☐ 被災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関すること
- ☐ 不正計量防止に関すること
- ☐ 商工会との連絡調整に関すること

(4) 観光課

- ☐ 来訪者に関すること

(5) 環境衛生課

- ☐ 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること
- ☐ 防疫対策の実施に関すること
- ☐ し尿及びごみ処理に係る応急対策に関すること
- ☐ 塵芥収集計画及び廃棄物の処理に関すること
- ☐ 災害廃棄物等、廃材等の処理（他の部の所管は除く）に関すること
- ☐ 清掃施設、清掃業者の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること

5. 健康福祉対策部

(1) 福祉総務課

- ☐ 義援金の受領及び分配、災害弔慰金に関すること
- ☐ 見舞金の交付に関すること

- ☐ 避難行動要支援者対策に関する事
- ☐ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事

(2) 法人指導課

- ☐ 社会福祉施設の被災状況調査、報告に関する事

(3) 生活支援課

- ☐ 生活保護世帯、生活困窮者、**行旅**の被災状況調査に関する事

(4) 高齢介護課

- ☐ 避難行動要支援者対策に関する事
- ☐ 被災者に対する介護保険の減免等に関する事
- ☐ 老人福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事

(5) **健康・医療連携課**

- ☐ 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、保健所、医療機関等との連絡調整に関する事
- ☐ 救護所の設置・運営に関する事
- ☐ 医療救護活動に関する事
- ☐ 応援・派遣保健師の調整及び要請に関する事
- ☐ 被災者への心のケアに関する事
- ☐ 感染症の予防等、公衆衛生に関する事
- ☐ 災害医療センター及び地域医療救護班との連絡調整に関する事
- ☐ 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関する事
- ☐ 保健センターの被害調査及び応急対策に関する事

(6) 保険年金課

- ☐ 被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の減免等に関する事

6. こども未来対策部

(1) 子育て支援課

- ☐ 子育て関係団体との連絡調整に関する事

(2) こども施設課

- ☐ 市立保育所の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 市立幼稚園の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ **被災した園児・保育児童の状況調査、応急対策、及び応急保育等に関する事**
- ☐ **民間保育施設等の被害調査、報告に関する事**

(3) 各保育所・幼稚園

- ☐ 園児・保育児童の安全対策に関する事
- ☐ 園児・保育児童の避難誘導及び収容に関する事

7. 都市整備対策部

(1) **都市デザイン課**

- ☐ 建物の応急危険度判定に関する事
- ☐ 応急危険度判定の実施に関する事
- ☐ 空家対策に関する事

- ☐ 市有建物の応急修理及び緊急装置の準備に関する事
- ☐ 応急仮設住宅の建設に関する事
- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事
- ☐ 復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事
- ☐ 現場員に対する物資の配給に関する事

(2) まち建設課

- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事

(3) まちとみどり保全課

- ☐ 道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 土砂、災害廃棄物等、廃材等道路障害物の除去及び道路啓開に関する事
- ☐ 応急資機材の調達に関する事
- ☐ 河川、水路の被害調査、報告に関する事
- ☐ 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関する事
- ☐ 法定外公共物の管理・運営に関する事
- ☐ 交通対策関係機関等との連絡調整に関する事
- ☐ ため池管理者との連絡調整に関する事
- ☐ ため池の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 樋門の管理に関する事
- ☐ 農作物、農地の被害調査に関する事
- ☐ 公園・街路樹等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 災害用農林金融あっせんに関する事

(4) 下水道課

- ☐ 雨水ポンプ場の管理・運営に関する事
- ☐ 公共下水道施設の被害調査、報告に関する事
- ☐ 公共下水道の応急対策に関する事
- ☐ 浸水箇所等の確認巡視に関する事
- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事
- ☐ 公共下水道の復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事

8. 教育対策部

(1) 教育総務課

- ☐ 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 被災した児童・生徒に関する学用品の調達及び支給に関する事
- ☐ 民間教育施設の被害調査、報告に関する事

(2) 学校教育課

- ☐ 被災した児童・生徒の状況調査及び応急措置に関する事
- ☐ 応急教育に関する事

(3) 文化財保護課

第1編 総則

☐ 文化財の保護に関すること

(4) 生涯学習課

☐ 生涯学習センターの被害調査及び応急対策に関すること

☐ 避難所の開設及び収容に関すること

☐ 放課後児童会に関すること

(5) スポーツ振興課

☐ 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること

☐ 避難所の開設及び収容に関すること

(6) 図書館

☐ 図書館の被害調査及び応急対策に関すること

(7) 各小中学校

☐ 避難所（学校）の開設及び収容に関すること

☐ 学校内の避難場所の選定に関すること

☐ 避難所開設から市職員が派遣されるまでの避難所管理に関すること

☐ 児童・生徒の安全対策に関すること

☐ 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること

☐ 教員の動員、補充に関すること

☐ 休校、授業短縮の措置及び開校準備に関すること

第2 大阪南消防組合

☐ 防災に関する教育及び訓練に関すること

☐ 防災資機材の整備点検に関すること

☐ 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること

☐ 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること

☐ 要救助被災者の救出、救助に関すること

☐ 傷病者の救急搬送に関すること

☐ 大阪南消防組合 庁舎等の被害調査及び応急措置に関すること

第3 柏羽藤環境事業組合

☐ 災害時におけるゴミ、災害廃棄物等の処理に関すること

☐ 災害時におけるし尿の処理に関すること

第4 大阪府

1. 富田林土木事務所

☐ 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること

☐ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること

☐ 災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

2. 南河内農と緑の総合事務所

- ☐ ため池に関する水防対策に関すること
- ☐ 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること

3. 藤井寺保健所

- ☐ 保健所保健医療調整本部を設置し災害時における保健衛生対策・医療救護活動に関する調整、市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関すること

第5 大阪府警察本部（羽曳野警察署）

- ☐ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ☐ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ☐ 交通規制・管制に関すること
- ☐ 広域応援等の要請・受入れに関すること
- ☐ 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- ☐ 災害資機材の整備に関すること

第6 指定地方行政機関

1. 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所

- ☐ 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理に関すること
- ☐ 直轄河川についての洪水予報、水防警報の発表伝達に関すること
- ☐ 公共土木施設（直轄）の応急対策に関すること
- ☐ 被災公共土木施設（直轄）の復旧に関すること

2. 羽曳野労働基準監督署

- ☐ 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること
- ☐ 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること
- ☐ 労働者の災害補償に関すること
- ☐ 離職者の早期再就職等の促進に関すること
- ☐ 雇用保険の失業等給付に関すること

3. 近畿農政局（大阪府拠点）

- ☐ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

4. 大阪管区气象台

- ☐ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること

第7 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊）

- ☐ 府、市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関すること

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 藤井寺郵便局

- ☐ 災害時における郵便業務の確保に関する事
- ☐ 災害特別事務に関する事
- ☐ 郵便業務の復旧に関する事

2. 西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画においては「西日本電信電話株式会社等」という。）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社

- ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ☐ 電気通信設備の応急対策に関する事
- ☐ 非常緊急通信の確保に関する事
- ☐ 被災電気通信設備の復旧に関する事

3. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ☐ 電力供給施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 電力供給施設の応急対策に関する事
- ☐ 災害時における電力供給の確保に関する事
- ☐ 被災電力供給施設の復旧に関する事

4. 大阪ガスネットワーク株式会社

- ☐ ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ ガス供給施設の応急対策に関する事
- ☐ 被災ガス供給施設の復旧に関する事

5. 近畿日本鉄道株式会社（藤井寺駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ☐ 災害時における緊急輸送の協力に関する事
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する協力に関する事
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

6. 西日本高速道路株式会社関西支社（阪奈高速道路事務所）

- ☐ 市内の高速道路施設の防災対策及び施設の応急復旧等に関する事

7. 大和川右岸水防事務組合

- ☐ 水防団員の教育及び訓練に関する事
- ☐ 水防資機材の整備・備蓄に関する事
- ☐ 災害時における水防活動の実施に関する事

8. 日本放送協会（大阪放送局）

- ☐ 放送施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 災害情報の放送に関する事
- ☐ 放送施設の応急対策に関する事
- ☐ 被災放送施設の復旧に関する事

9. 各民間放送株式会社

- ☐ 防災知識の普及等に関する事
- ☐ 災害時における広報に関する事
- ☐ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- ☐ 気象予報時の放送周知に関する事
- ☐ 社会奉仕団体等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ☐ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

10. 日本赤十字社（大阪府支部）

- ☐ 災害医療体制の整備に関する事
- ☐ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- ☐ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- ☐ 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ☐ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- ☐ 救援物資の備蓄に関する事

11. 大阪広域水道企業団

- ☐ 水道用・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- ☐ 水道用・工業用水道の被害情報の周知に関する事
- ☐ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- ☐ 水道用水及び工業用水の確保に関する事
- ☐ 応急給水及び応急復旧に関する事

第 9 その他公共的団体

1. 市商工会・商店連合会・農業協同組合

- ☐ 災害時における物価安定についての協力及び救助用物資、復旧資機材の確保等についての協力に関する事

2. 市区長会（自主防災会ネットワーク）・水利組合

- ☐ 市が行う防災事務又は業務への協力に関する事

3. 藤井寺市社会福祉協議会

- ☐ 災害時における要配慮者対策への協力に関する事
- ☐ ボランティアセンターの設置、運営に関する事
- ☐ ボランティアの協力要請に関する事
- ☐ ボランティアの受入れ、支援及び調整に関する事
- ☐ 災害復旧についての相談受付、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関する事

4. 藤井寺市赤十字奉仕団

- ☐ 災害時における協力活動等に関する事

5. 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会

- ☐ 災害時における医療救護活動に関する事

6. 市災害医療センター（医療法人ラポール会 青山病院）

- ☐ 災害医療センターの運営に関する事
- ☐ 救急患者の収容及び診療に関する事
- ☐ 医療班の編成及び派遣に関する事

第 10 その他、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ☐ 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、藤井寺市防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事

第2編 災害予防対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	防災体制の整備	23
第2章	地域防災力の向上	69
第3章	災害予防対策の推進	79

5. 広域消防応援に係る受援体制の確立

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、大阪南消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づき、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の活動拠点（被災地進出拠点、宿营地等）について充実した受入体制の整備に努める。

（1）活動拠点の整備

応援隊の活動拠点については、水害を受けにくい場所や駐車スペースが多くとれる施設等を確保するとともに、災害時の一時使用に関する協定を締結するなど、活動拠点の整備に努める。

（2）活動拠点の設備強化

緊急消防援助隊による、他都市の応援隊の受入れについて、被災地進出拠点として指定されている消防組合にあっては、応援隊の拠点となるため、燃料設備の整備及び駐車スペースの確保に伴うグラウンドのコンクリート化等、活動拠点の受入れ体制の強化に努める。

6. 警防訓練等の実施

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

第3 救助救急体制の整備

大規模災害時において、同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救助資機材の整備や救護知識の習得等、物的及び人的両面からの活動体制の整備に努める。

1. 救助救急用資機材等の整備

- （1）高規格救急車の整備充実及び救急救命士の養成
- （2）消防出張所等への救助資機材の整備
- （3）自主防災組織等への救助用資機材整備の啓発

2. 講習会・訓練等の実施

- （1）市職員・消防団員への応急救護講習会・訓練の実施
- （2）学校・職場等での応急救護講習会の開催啓発
- （3）自主防災組織・地域での応急救護講習会の開催啓発

第4 地域との連携強化と自主救護能力の向上

震災時に地域防災の核として活動する地域の自主防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。

1. 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。

1. 医療救護班の種類と構成

市、府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する医療救護班は、救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

2. 医療救護班の編成基準

医療救護班は、市災害医療センターの医師等による医療救護班（医師1名以上、看護師2名、その他1名の4人以上で構成する。）1班と、市医師会関係機関に医師等の派遣を要請して編成する医療救護班（医師2名以上、看護師2名、事務職1名の5名以上で構成する。）3班とし、参集場所はそれぞれ市災害医療センター、保健センターとする。

3. 救護所の設置

医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4. 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

資料2-12 市内医療機関一覧表（資料編P53）

資料2-13 災害医療機関一覧表（資料編P59）

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1. 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して府内で中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

② 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療医療を有するとともに、医薬品及び医療用資機材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等特定の疾病は専門医療を必要とすることから対策拠点として、特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 市災害医療センター

市は、医療救護活動の拠点として医療法人ラポール会 青山病院を市災害医療センターに指定するとともに、災害時における連携体制の充実を図る。

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

2. 病院災害対応マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院災害対応マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保供給体制の整備

市、府及び日本赤十字社大阪府支部は医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

1. 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

- ① 災害拠点病院
- ② 特定診療災害医療センター
- ③ 市災害医療センター

(2) 卸業者及び製造業者による流通備蓄

(3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

2. 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1. 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知及び意識啓発に努める。

1. 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、市域の河川特性等を考慮し作成した洪水に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」(令和6年2月改訂)について、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2. 市民への周知・意識啓発

市及び府は、避難指示等が発令された際、既に周囲で水害が発生しているなど、遠方の指定避難所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと市民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを市民へ平時から周知しておく。

資料3-33 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動(資料編 P137)

第6 避難誘導体制の整備

1. 市

- (1) 防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、市民等に対してその内容の周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、ハザードマップの作成に当たっては市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導について、集団避難が行えるよう地区自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、介護サービス事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した体制づくりを図る。
- (3) 「避難情報の判断・伝達マニュアル」(令和6年2月改訂)に基づき、避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、適切なタイミングによる発令及び迅速かつ的確な情報伝達を図る。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の整備

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害対策用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を強める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等情報通信手段の多様化を図る。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震等を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガ

市及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止及び非常時の下水排除の制限等について広報する。

2. 電気・ガス

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3. 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信確保のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第5 木造密集市街地の改善

街道沿いの集落や農村集落に端を発する住宅地では、木造家屋が密集し狭あい道路が多い箇所も見られる。そのため、建物の不燃化や耐震化、建て替え促進とそれに伴うセットバック等により住宅地の防災性の向上を図っていく。あわせて、空き家の適正管理や農地等の活用によるオープンスペースの確保等についても検討していく。

第6 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1. 上水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

2. 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

4. ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。）の強化と保全に努める。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、柏原市、羽曳野市とともに一般廃棄物を共同で処理するため、柏羽藤環境事業組合（以下「環境事業組合」という。）を設立している。市及び環境事業組合は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1. し尿処理

- （1）し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- （2）既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- （3）災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- （4）災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の

第3編 自然災害応急対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	活動体制の確立	95
第2章	情報収集伝達・警戒活動	111
第3章	消火・救助救急・医療救護	125
第4章	避難行動	132
第5章	交通対策、緊急輸送活動	144
第6章	二次災害防止・ライフライン確保	152
第7章	被災者の生活支援	158
第8章	社会環境の確保	173

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員計画

市、府をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 災害時の配備体制

市は市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるため、市長を本部長とする「災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、災害応急対策活動を行う体制を確立する。

市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表されるなど、情報収集活動が必要な場合、状況に応じて危機管理担当職員が情報収集体制をとる。また災害対策本部を設置する前の段階、又は災害対策本部を設置するに至らず警戒を中心とする場合で必要があると認めるときは、危機管理監を中心とする「事前配備体制」、**副市長**を本部長とする「災害対策初動本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理等小規模な災害の発生に対処する体制をとる。配備体制の職員は、通常業務より災害対策配備業務を優先する。

災害時における職員の配備基準及び配備体制を以下に示す。

資料3－1 職員の配備基準（資料編P87）

資料3－2 災害時の配備体制（資料編P89）

資料3－3 災害対策各班事務内容等（資料編P90）

第2 災害対策初動本部の活動体制

1. 災害対策初動本部の設置基準

災害が発生した場合又は災害発生が予想される場合は、**副市長**に報告の上、**副市長**を本部長とする市災害対策初動本部を設置する。

2. 災害対策初動本部の設置又は廃止の通知

（1）災害対策初動本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者に災害対策初動本部の設置又は廃止を通知しなければならない。

- ① 府知事
- ② 消防長
- ③ 警察署長

（2）災害対策初動本部の廃止基準

- ① 市域において災害のおそれが解消したとき。

- ② 市災害対策本部が設置されたとき。
- ③ その他市長が適当と認めたとき。

3. 災害対策初動本部の組織及び配備

- (1) 災害対策初動本部の組織は次のとおりとする。
 - ① 初動本部長には副市長を、初動副本部長には危機管理監をあてる。
 - ② 初動本部員には、各部危機管理情報担当をあてる。
- (2) 本部事務局
 - ① 災害対策初動本部には、本部事務局を設ける。
 - ② 本部事務局は、総務隊全体調整班とし、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整を行う。

資料3-4 藤井寺市災害対策初動本部の組織図（資料編P92）

4. 配備指令の伝達

- (1) 勤務時間内における配備指令の伝達
勤務時間内において配備指令が出されたときは、初動本部員から配備職員に伝達する。
- (2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常召集
勤務時間外において配備指令が出されたときは、初動本部員は電話（職員参集メールの活用）等により配備職員を直ちに非常召集しなければならない。
- (3) 非常召集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。
- (4) 配備指令が出された場合、動員を受けない職員にあっては、自宅待機とする。

資料3-5 災害対策初動本部配備指令の伝達（資料編P93）

第3 災害対策本部の活動体制

1. 災害対策本部の設置基準

市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、初動本部体制はその管轄下に入る。

- (1) 災害対策配備体制
 - ① 市域に中規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合
 - ② 南河内又は中河内地域で震度5強を観測した場合
 - ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めた場合
- (2) 全職員配備体制
 - ① 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合
 - ② 南河内又は中河内地域で震度6弱以上を観測した場合
 - ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めた場合

2. 災害対策本部の設置又は廃止の通知

(1) 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に災害対策本部の設置又は廃止を通知しなければならない。

- ① 府知事
- ② 消防長
- ③ 警察署長
- ④ 消防団長
- ⑤ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- ⑥ 隣接市長
- ⑦ 報道機関

(2) 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ① 市内において災害発生のおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ③ その他市長が適当と認めたとき。

3. 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

- ① 本部長には市長をあてる。
- ② 副本部長には、**副市長**、教育長、危機管理監をあてる。
- ③ 本部員には、庁議メンバー（各部長・各局長（・各理事））、消防長及び消防団長をもってあてる。

(2) 本部事務局

- ① 災害対策本部には、本部事務局を設ける。
- ② 本部事務局は、総務隊全体調整班（人数不足の場合は、庶務班を含む）とし、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。

資料3－6 藤井寺市災害対策本部の組織図（資料編P94）

(3) 災害対策本部会議

- ① 災害対策本部会議は、本部長が必要に応じて召集する。
- ② 災害対策本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - a 災害応急対策の基本方針に関すること
 - b 動員配備体制に関すること
 - c 各部課間の連絡調整事項の指示に関すること
 - d 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 - e 現地災害対策本部に関すること
 - f 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること

慮する。

(3) 民間協力団体の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害対策要員の活動を支援するため、必要に応じて民間協力団体に対して、応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。ここでいう民間協力団体とは、赤十字奉仕団、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会、市災害医療センター、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、区長会、自主防災組織等の公共的団体をいう。

2. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

奉仕団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定に当たっては、奉仕団体等の意見を尊重して行う。

- ① 炊出し、その他災害救助活動の協力
- ② 清掃及び防疫
- ③ 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- ④ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑤ 軽易な作業の補助
- ⑥ その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ① 被災者の安全な場所への避難
- ② 医療及び助産における各種移送業務
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救済用物資の輸送
- ⑥ その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

資料3-14 民間との協定の状況（資料編P108）

様式-9 公用令書（資料編P215）

第8 防災組織等の協力

市は、防災組織、ボランティア等に対し災害対策に対する協力を求める。

3. 気象予警報等の収集伝達

- (1) 気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理室が行う。
- (2) 危機管理室は、この予警報等を受信したときは、必要に応じ市長・副市長に報告するとともに、関係各課に連絡する。
- (3) 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロールも含む）を講じるとともに、関係先等に伝達する。
- (4) 危機管理室は、予警報等のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知する。
- (5) 夜間休日における情報の収集は、当直者が行い、大雨や氾濫警戒情報（洪水警報）については、直ちに危機管理室長等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

第4 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報

1. 大和川洪水予報

大和川の洪水に関する予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で行う。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

資料3-19 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）（資料編P124）

第5 大阪管区気象台及び府が共同で発表する洪水予報

1. 石川洪水予報、寝屋川洪水予報

石川の洪水に関する予報は、大和川水系石川・淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び府が共同で行う。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

2. 石川洪水予報通信連絡系統図

3. 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図

資料3-20 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）（資料編P125）

第6 国土交通大臣が発表する水防警報

1. 発表基準

国土交通大臣が直轄管理する河川、海岸等（府内では、淀川、大和川、石川（直轄管理区間）、猪名川のみ）に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防活動が必要とする旨を警告するもので国土交通大臣が発表する。

2. 大和川、石川水防警報及び情報通信連絡系統図

- ⑤ 水門（樋門）の両袖又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- ⑥ 橋梁その他構造物と堤防との取り付け部分の異常
- (3) 警戒区域の設定
 - ① 水防法第21条及び第24条により、水防活動上必要がある場合には警戒区域を設定して無用の者の立入を禁止若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。
 - ② 水防法第22条に基づき、水防管理者は水防活動のため必要があると認めたときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上水道（大阪広域水道企業団）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内制圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）
 - ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - ⑦ その他安全上必要な措置

2. 交通施設管理者

気象情報の収集等に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）
 - ① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

第2節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを行う必要がある。

第2 医療情報の収集活動

市は、市医師会の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに、府が一元的に把握している被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受入れ情報等の提供を受ける。

また、市民に対しても可能な限りの医療機関情報を提供する。

第3 現地医療対策

市は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、市長（本部長）は、市だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市や府に応援を依頼するものとする。

1. 医療救護班の編成

災害時において、通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が一時に発生した場合には、健康・医療連携課は、速やかに市内医療機関の被害状況を把握し、市内医療機関の被害により地域に医療の空白地帯が生じた場合には、救護所を設置するとともに、市災害医療センター、市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成して傷病者の治療や応急処置を行う。医療救護班は、市災害医療センターの医師等による医療救護班（医師1名以上、看護師2名、その他1名の4人以上で構成する。）1班と、市医師会関係機関に医師等の派遣を要請して編成する医療救護班（医師2名以上、看護師2名、事務職1名の5名以上で構成する。）3班とし、参集場所はそれぞれ市災害医療センター、保健センターとする。

資料3-31 医療救護班の編成（資料編P136）

2. 医療救護班の業務

(1) 医療救護班の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 被災市民等の健康管理

(2) 具体的な活動

- ① 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- ② 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び順位の判定
- ④ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- ⑤ 死亡の確認

3. 医療救護班の搬送

(1) 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

(2) 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

4. 救護所の設置

市は、被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という）を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 避難場所
- ③ 学校等の保健室
- ④ 保健センター
- ⑤ 市の公共施設
- ⑥ その他救護所の設置が必要な場所

5. 医療救護班の受入れ・調整

(1) 市

医療救護班の受入れ窓口を健康・医療連携課とし、保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(2) 府

医療救護班を受入れ、市への派遣調整を行う。

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- b 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- c 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- d 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等の専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 市の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

第5 医薬品等の確保供給活動

市及び府は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を実施する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

1. 市

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

2. 府

市から要請があった場合、又は自ら必要と認められたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行う。

3. 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、被害のない地域に採血班を出動させるとともに、他府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、避難誘導等必要な措置を講ずる。その際、市は、危険の切迫性・地域特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、対象者を明確にする。また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、避難行動要支援者支援マニュアル等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難情報

1. 避難情報発令により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を発令する。市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。

資料3-33 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動（資料編 P137）

資料3-34 大和川・石川・東除川の避難指示等発令基準（資料編 P138）

資料3-35 量水標及び通報水位、警戒水位一覧表（資料編 P139）

2. 実施者

(1) 避難情報

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、当該地域の住民等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

避難行動は、「水平避難（現在いる危険な場所から立ち退いて、避難場所は近隣の安全を確保できる場所に移動すること）」と「垂直避難（2階以上の安全を確保できる高さに移動すること）」がある。市民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動としては必ずしも従来の立ち退き避難を必要としない場合もあることから、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難指示等が対象とする避難行動

とする。

さらに、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示等の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を実施する。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

資料3-36 避難指示等が対象とする避難行動（資料編P140）

(2) 高齢者等避難

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水等により被害が発生するおそれがある場合は、対象となる地域の住民に対し、防災行政無線（同報系）等により避難の準備を指示する。

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

第2 避難の方法

1. 事前措置

市長等の指示の実施者は、避難のための立ち退きの万全を図るため、対象となる地域の住民に対し、次の事項を事前に周知徹底させ、災害時の自主的な避難準備体制を指導する。

- (1) 避難に際しては、火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- (3) 避難者は、必要に応じ、防寒雨具、照明具を携行すること。
- (4) 避難者は、氏名票を携行すること（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）。
- (5) 病院、高齢者及び乳幼児収容施設にあつては、平時において避難計画をたて、消防組合、警察署等と連絡を密接に行うこと。
- (6) その他避難の指示が発せられたときは直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

(4) 避難者の心得

避難者の心得として、次のような事項を日頃から周知徹底を図る。

- ① 火の元の点検、消火をする。
- ② 大雨、台風時期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、貴重品等を階上に移動させる。
- ③ 危険物の始末、電気のブレーカを切る。
- ④ 避難時に携帯する荷物は最小限にする。
- ⑤ 氏名票（氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので、防水性のあるもの）を常に携行する。
- ⑥ 身近に危険が迫ったときは、**避難情報**を待たずに自主的に（できるだけ集団で）避難する。
- ⑦ 自主避難者は、災害及び災害状況から判断し、安全な避難路を選定する。
- ⑧ 自家用車による避難は行わない。

第3 避難場所の区分

1. 一時避難場所（地震時）

地震発生直後、広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、一時的に市民の生命の安全を確保するための避難に適する場所とする。

2. 指定避難所（風水害、地震時）

家屋の損壊、滅失、浸水、流出により市民が避難を必要とする場合、市内の各学校その他の公共施設を市民の避難所として指定する。

一人当たりの所要面積は、最大の被害想定となる生駒断層帯地震では、概ね1.65㎡、その他の地震では概ね3.3㎡とする。

3. 広域避難場所（地震時）

広域避難場所については、周辺地域も含め、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から市民の安全を確保できる面積の確保に努める。

4. 二次避難施設（福祉避難所）

避難所における生活が長期にわたると予測される場合は、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、二次的な避難所として二次避難施設（福祉避難所）を使用する。

一人当たりの所要面積を概ね3.3㎡とする。

5. 指定緊急避難場所（大和川・石川氾濫時）

大和川・石川が氾濫し、又はそのおそれがある場合に、その危険から逃れるため、垂直避難等が可能な施設又は場所を指定する。

資料3-37 避難場所等一覧表（一時避難場所、指定避難所、広域避難場所、二次避難施設（福祉避難所）、緊急避難場所含む）（資料編P141）

資料3-38 避難場所等の位置図（資料編P145）

第2節 指定避難所の開設・運営

第1 指定避難所の開設

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、市長が避難所開設の可否を判断する。
- (2) 避難所の開設を決定した場合、施設の安全確認、資機材、物資等の確認、避難所利用室の範囲確認等を検討し、避難所を開設する。
- (3) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び警察署長及び消防長に報告する。
(閉鎖したときも、これに準じて行う。)
また、開設したことを、防災行政無線（同報系）、広報車、ホームページ等の可能な限り多様な手段で市民に伝達する。
- (4) 原則として、勤務時間内外等に応じ、最も早く対応できる者（施設管理者、建物管理班、避難所班）が施設の開錠及び開門を行う。
- (5) 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。その場合、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点について配慮する。
- (6) 避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス等感染症の流行状況を踏まえ、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討する。

第2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者
 - ② 現に災害を受けた者（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難情報の対象となる者
 - ② 避難情報は発せられていないが、緊急に避難する必要のある者
- (3) その他避難が必要と認められる場合

第3 指定避難所の管理・運営

市は、避難所運営マニュアルや避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応編）に基づき、避難者の自主的な運営を行うことを基本とし、地域全体の情報、物資の配給拠点となるように、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 健康福祉対策部長は、指定避難所の運営を総括するとともに、市の職員の中から各指定避難所の責任者を指名する。
- (2) 避難所責任者は、学校長・警察官・赤十字奉仕団員・ボランティア等の協力を得て、避難

第5編 災害復旧復興対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	生活の安定·····	191
第2章	復興の基本方針·····	202

した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

(3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

1. 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

(3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

1. 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2. 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。